

パブリックコメント  
**意見募集**

下記の2件の計画策定にあたり、皆さんの意見を募集します。

**第6期厚真町障がい福祉計画**

**第2期厚真町障がい児福祉計画(案)**

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する社会を実現するために、令和3年度から令和5年度までの障がい福祉サービスなどの提供体制の確保にかかる目標や種類ごとの必要な量の見込みなどを定めます。

**厚真町高齢者保健福祉計画**

**厚真町介護保険事業計画A-8プラン(案)**

老人福祉法および介護保険法に基づき、令和3年度から令和5年度までの高齢者の保健福祉施策、介護給付などの適切なサービス・事業供給のための事項および第1号被保険者介護保険料などに関する事項を定めます。

**意見を提出できる方**

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に事務所または事業所などを有する個人、法人その他団体
- ・町内の事務所または事業所に勤務する方
- ・町内の学校に在学する方
- ・このパブリックコメント手続きに係る案件に利害関係を有する方

**募集期間**

2月15日(月)～3月16日(火)17時30分必着

**資料の閲覧場所**

- ・住民課、上厚真支所(書面の縦覧)
- ・町ホームページ

**意見の提出方法**

- ・郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれか
- ※意見提出用紙(氏名および住所、法人その他の団体は名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記入)で提出してください。
- ・電子入力フォーム

**意見の提出先**

- ・持参・郵送  
〒059-1692 京町120番地  
総合ケアセンターゆくり内 住民課福祉グループ  
※開庁時間…8時30分～17時30分  
(土曜・日曜、祝日を除く)
- ・ファックス：26-7733
- ・電子メール：hukushi@town.atsuma.lg.jp

**法務局メモ**

**登記・相続に関するQ&A**

**第9回「建物の登記について」**

Q 建物を取り壊した場合、登記はどうするの？

**【問い合わせ】**

札幌法務局苫小牧支局 ☎0144-34-7403  
http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo

札幌土地家屋調査士会 ☎011-271-4593  
http://www.saccho.com/

建物を取り壊した場合、「建物の滅失登記」が必要になります。「建物の滅失登記」とは、法務局に登録されている建物が、焼失、取り壊しまたは倒壊によって滅失した場合に、法務局に登録してある建物の表示の登記を抹消し、登記記録を閉鎖するための登記です。

「建物の滅失登記」は、申請する義務があり、決められた様式の申請書に不動産の表示内容を記載し、申請することにより法務局が処理を開始します。

申請しない限り、存在しない建物の登記が残ったままになってしまいます。

皆さんは、ご自身が所有する住宅、倉庫、物置などの不動産がどのような状態で登記されているか、または登記されていないのかご存じですか？

皆さんの大切な不動産の登記状況を把握し、建物の滅失した事由を調査し、法務局に皆さんの代理人となり登記を申請できる専門家は土地家屋調査士だけです。

建物の滅失かも…と思ったらお近くの土地家屋調査士または札幌土地家屋調査士会にご相談ください。

**新型コロナウイルス感染症に関する 支援情報**

**国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免**

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などの理由で国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料(65歳以上)の納付が困難となった方は、申請により保険料の減免が受けられる場合があります。

**・対象保険料**

令和2年2月1日～令和3年3月31日の納期限のもの

**・対象者(世帯)**

下記①、②のいずれかに該当する者(世帯)

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った場合

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など(事業・不動産・山林・給与収入)が減少し、次のすべてに該当する場合

※国や北海道から給付された各種給付金は、事業収入などの計算に含みません。

**【国民健康保険料、後期高齢者医療保険料】**

・令和2年中の事業収入などいずれかの減少額が令和元年中の当該事業収入等の額の10分の3以上(今年1月1日以降に申請した場合、令和2年中の確定した収入で計算します)

・令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下

・令和元年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の金額が400万円以下

※10分の3以上の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得が0円以下の時は、保険料減免の対象外です。

**【介護保険料】**

・令和2年中の事業収入などのいずれかの減少額が、令和元年中の当該事業収入等の額の10分の3以上(今年1月1日以降に申請した場合、令和2年中の確定した収入で計算します)

・令和元年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の金額が400万円以下

**・減免額**

①全額

②対象保険料に令和元年中の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じた額

**・申請に必要なもの**

申請書、被保険者証、印鑑、医師の診断書など感染した事実が確認できる書類の写し、収入を証明する書類など

**・受付期間**

3月31日(水)まで

**・問い合わせ**

**【国民健康保険料、後期高齢者医療保険料】**  
住民課 町民生活グループ ☎26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

**【介護保険料】**

住民課 福祉グループ ☎26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

総務省が行っているマイナポイント事業の終了期限が延長になりました。



延長前 3月31日(水)まで

延長後 9月30日(木)まで

**【対象になる方】**

3月31日(水)までにマイナンバーカードを交付申請した方

※4月以降にマイナンバーカードの交付申請をする方は、マイナポイントの申し込みはできません。

※ポイントの受け取りを希望される方は、早めに手続きをお願いします。

※厚真町プレミアムポイント事業は2月28日(日)に終了予定です。

**【問い合わせ】**

マイナンバーカードについて：住民課 町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7871  
マイナポイント、町プレミアムポイントについて：町商工会 ☎27-2456